

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 業務規程の一部改正新旧対照表…………… 1
- ・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 2
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼 値)</p> <p>第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）<u>第26条の2の2第1項</u>に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年12月12日から施行する。</p>	<p>(呼 値)</p> <p>第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）<u>第26条の3第1項</u>に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、第24条の4の7及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（<u>法第172条の2第1項</u>（同条第4項において準用する場合を含む。）又は<u>第172条の4第1項</u>若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。</p> <p>b～g (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年12月12日から施行する。</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、第24条の4の7及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（<u>法第172条第1項</u>（同条第4項において準用する場合を含む。）又は<u>第172条の2第1項</u>若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。</p> <p>b～g (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～d （略）</p> <p><u>dの2 第1号eに掲げる事項</u></p> <p><u>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</u></p> <p>(a) <u>当該解散による連結会社の資産の額の減少額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>(b) <u>当該解散による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>(c) <u>当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>(d) <u>当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>e～m （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年12月12日から施行する。</p>	<p>2 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～d （略）</p> <p>（新設）</p> <p>e～m （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>